

伊勢志摩国立公園横山園地における  
飲食物提供事業運営事業者  
応募要領

中部地方環境事務所

# 伊勢志摩国立公園横山園地における飲食物提供事業運営事業者応募要領

中部地方環境事務所

## 1. 公募の目的

伊勢志摩国立公園に位置する横山園地は英虞湾の風景鑑賞や横山周辺の自然探勝の場としての利用を目的に中部地方環境事務所（以下、「中部事務所」という。）が展望施設等を整備している。伊勢志摩国立公園が、平成 28 年 7 月に環境省の「国立公園満喫プロジェクト」※の取組を実施していく国立公園に選定されたことを受け、中部事務所では利用者がより快適に横山園地を利用することができるよう飲食を提供することができる施設を整備することとした。その施設において飲食物提供事業を実施する者（以下、「事業者」という。）を公募するものである。

※「国立公園満喫プロジェクト」については以下の URL を参照

<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/index.html>

## 2. 施設の概要

### (1) 所在地

三重県志摩市阿児町鶴方

### (2) 構造

木造 2 階建

### (3) 面積（予定）

建築面積 138.38 m<sup>2</sup> 延床面積 147.51 m<sup>2</sup>

### (4) 使用許可予定面積

建 物：24.56 m<sup>2</sup>（事業者と協議の上決定する）

（内訳） 1 階売店・倉庫 20.85 m<sup>2</sup>

屋外物置 3.11 m<sup>2</sup>

プロパンガス置場 0.60 m<sup>2</sup>

### (5) 建設年月

平成 30 年 3 月完成予定（現在、建設中）

### (6) 施設概況（予定）

1 階：休憩スペース、売店、倉庫、便所、洗面コーナー、物入、外部物入

2 階：休憩スペース

屋外：屋外物置、プロパンガス置場

設備：電気（公共低圧）、水道（25A、市水道分岐後の受水槽経由による加圧引込）、

浄化槽（合併処理 25 人槽、駐車場公衆トイレと合流）、プロパンガス（配管のみ）、

電話回線、貯湯式電気温水器（40L）

冷暖房機器（壁掛形エアコン、売店スペースのみ）

- ・ 1 階の解錠は原則として「伊勢志摩国立公園横山集団施設地区管理業務」請負者（以下、「管理業務請負者」という。）が実施し、鍵も管理業務請負者が管理している（原則として、

横山ビジターセンターが開館している期間のみ解錠)。ただし、事業者が事業運営の都合上、鍵が必要な場合は中部地方環境事務所長（以下、「中部事務所長」という。）と協議の上、鍵の管理の方法について決定する。

- ・売店部分のみの施錠は可能（鍵は事業者が管理すること）。
- ・売店には電気（電灯除く）、ガス、水道の配管はあるが、厨房設備は設置していない。

#### (7) 施設設置予定箇所の写真

別添 10

### 3. 使用許可予定区域

- ・使用許可予定区域は別添 3 を基本とする。ただし、屋外物置、ゴミ置き場及びプロパンガス置場については、一部のみの使用あるいは使用を希望しないことも可能。
- ・使用許可区域の詳細については中部事務所長と協議の上、決定する。

### 4. 年間利用状況

横山ビジターセンター

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	14,640 人	13,308 人	14,715 人	29, 212 人	70,282 人

※平成 28 年 5 月に賢島（三重県志摩市）で「G7 伊勢志摩サミット」が開催されている。

※平成 29 年度 4 月～9 月の横山ビジターセンターの利用者数は平成 28 年度の同時期の半数程度（平成 27 年度の同時期の同数程度）。

### 5. 使用許可等に関する基本的事項

#### (1) 国有財産使用許可等

##### ① 使用許可及び執行認可方法

ア 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び国立公園集団施設地区等管理規則（昭和 28 年厚生省令第 49 号）第 4 条第 1 項に基づく行政財産の使用許可（以下、「使用許可」という。）及び自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 3 項に基づく国立公園事業の執行の認可（以下、「執行認可」という。）を得た上で、有償により飲食物提供事業を運営する。

イ 飲食物を提供するために必要な手続き（消防署や保健所に関する手続き等）は別に事業者が行うこと。

##### ② 申請方法

ア 使用許可にあたっては、あらかじめ、中部事務所長宛に、所定の様式（別添 4 別記様式）による申請手続きを行わなければならない。

イ 執行認可にあたっては、あらかじめ、環境大臣宛に、所定の様式（別添 6）による申請手続きを行わなければならない。

##### ③ 使用許可期間

ア 使用許可期間は建築物の使用のために上記①の使用許可及び執行認可を得てから上限

3年間とする。許可条件等に違反した等の特段の事情が無ければ、事業者の申請によって上限を3年として使用許可期間の更新を行うことができるものとする。この場合、事業者は使用許可期間終了の3ヶ月前までに使用許可申請書を提出するものとする。

- イ 使用許可期間は最長で初年度の許可の始期から6年を超えない期間とする。
- ウ 使用許可期間の始期は施設が完成する平成30年3月以降とする。
- エ 使用期間には、事業者が行う諸設備の設置、撤去、原状回復等に要する期間を含むものとする。
- オ 営業期間は平成30年8月1日からを予定している。始期は変更する可能性がある。
- カ 事業者が自己の都合により運営を終了させる等の使用許可の変更又は解除を受けようとするときは、当該期日の3ヶ月前までに、所定の様式により中部事務所に申し入れなければならない。なお自然公園法第13条の規定による国立公園事業の廃止届出も併せて行うこと。

#### ④ 国有財産使用料

1㎡あたりの建物の年額使用料は、不動産鑑定評価額に基づき算出する。

年間1㎡あたりの見込み額（建物：7,363円）

#### ⑤ 使用許可及び執行認可の変更等

- ア 使用許可の取り消し又は変更については別添5のとおり。
- イ 執行認可の変更をするときは自然公園法第10条第6項に基づく認可事項の変更手続きを行わなければならない。

### (2) 事業者の負担する費用等

事業者が負担する費用は次のとおりである。

- ① 国有財産使用料
- ② 原状回復費用（事業者の責による施設の修繕も含む）
- ③ 開設、運営にあたって設備等を設置し、または変更するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費
- ④ 使用許可区域（建物）の保全にかかる経費  
具体的には、建物、貸与物品の日常の保守点検、清掃（浄化槽の清掃分担を含む）等の経費
- ⑤ 営業に係る光熱水費  
具体的には、電気（建物、水道引込ポンプ（500円/㎡程度）、水道、ガスの経費
- ⑥ 運営に要する食器、調理器具、装飾用品、電気・機械等消耗品
- ⑦ 廃棄物の処理に要する費用
- ⑧ 保健所への申請等官公庁手続きに要する費用
- ⑨ その他、通信費等運営に要する一切の経費

### (3) 国で設置している設備等について

- ① 使用許可区域内の中部事務所で設置している主な設備等については別添7のとおりである。これらは無償で貸与するが、その使用及び保管にあたっては、清潔の保持、整理整頓、火災防止等善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- ② 事業者が厨房設備等の設備を設置する場合は、あらかじめ中部事務所長の承認を得なければ

ばならない。また、これに係る経費は事業者負担とする。

#### (4) 使用上の制限

- ① 別添5のとおり。
- ② 事業者は、国有財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をしてはならない。

#### (5) 店名看板

原則として、店名看板及びメニュー看板は横山集団施設地区（横山園地及び横山ビジターセンター）内の屋外に設置することはできない。

設置する場合は、伊勢志摩国立公園管理計画書（別添9）に従い、看板の規模、デザイン等は、横山園地の品位、建築意匠を損ねず、かつ景観上支障のないもの、床固定式でないものとし、あらかじめ使用許可（上記2.（4）使用許可予定面積とは別）及び執行認可を得なければならない。

### 6. 飲食物提供事業の運営について

- ① 飲食物提供事業の運営については、別添8の協定書に定めるところによる。なお、事業者を選定された場合は、同協定書を締結するものとする。
- ② 営業期間は横山ビジターセンターの開館日及び開館時間内とし、あらかじめ中部事務所長の承認を得ること。ただし、施設1階の鍵の管理を事業者が実施する場合は、横山ビジターセンターの開館日及び開館時間内の営業に限らない。

#### 【横山ビジターセンターの開館期間】

休館日：毎週火曜日（祝日の場合は翌日休館）

年末年始（12月29日～1月3日）

開館時間：9:00～16:30

- ③ 公共施設で有料の事業を実施することから、事業者は環境に配慮した運営に努め、可能な限り伊勢志摩国立公園の環境保全に貢献すること。

### 7. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 説明会に参加した者であること。
- (4) 法人の場合は、三重県内に本社（店）又は支社（店）を有すること。個人の場合は、三重県内に在住あるいは事業者を選定された場合に在住する者であること。
- (5) 飲食の営業に必要な許可を有すること。
- (6) 飲食の営業の実績を5年以上有すること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

- (8) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 8. 応募要領の交付方法

### (1) 交付期間

平成29年10月11日(水)から平成29年11月2日(木)

### (2) 交付方法

中部事務所ホームページの「公募情報」に応募要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://chubu.env.go.jp/kobo.html>

### (3) 問い合わせ先

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2  
中部地方環境事務所 総務課 担当：岩本、富嶋  
TEL：052-955-2130 FAX：052-951-8889

## 9. 応募に係る説明会の開催

### (1) 日時

平成29年11月6日(月) 13:30~16:00

### (2) 会場

横山ビジターセンター(三重県志摩市阿児町鶴方)

### (3) その他

- ・説明会の参加は1社2名以内とする。
- ・会場にて応募要領の交付は行わない。

## 10. 応募に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先

8.(3)に同じ

### (2) 受付方法

持参又はFAX(A4、様式自由)にて受け付ける

### (3) 受付期間

平成29年11月10日(金)までの10時~17時(持参の場合は12時~13時を除く。)

### (4) 回答

平成29年11月14日(火)17時までに、応募者に対してFAXにより行う。

## 11. 資格要件に係る提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類(別添様式1)

以下i~v(上記7.(4)~(9))がわかる書類として①又は②を提出すること。

- i. 法人の場合は、三重県内に本社(店)又は支社(店)を有することがわかる書類。個人の場合は、三重県内に在住あるいは事業者を選定された場合に在住することがわかる書類

- ii. 飲食の営業に必要な許可を有することがわかる書類
- iii. 飲食の営業の実績を5年以上有することがわかる書類
- iv. 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であることがわかる書類
- v. 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していることがわかる書類

#### ①応募者が「法人」の場合

- ア 会社概要（別添様式2）
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 法人登記簿謄本（全部事項証明書）
- エ 保健所から発行された飲食店の営業許可の写し（三重県内の代表店舗1店分）
- オ 5年間の飲食の営業実績がわかる書類
- カ 直近3年分の決算書の写し（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）
- キ 直近3年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

#### ②応募者が「個人」の場合

- ア 履歴書（様式任意）
- イ 身分証明書（公的機関発行のもの。）
- ウ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明）（法務局発行のもの）
- エ 開廃業届出証明書（税務署発行のもの）
- オ 保健所から発行された飲食店の営業許可の写し
- カ 5年間の飲食の営業実績がわかる書類
- キ 直近3年分の決算書の写し
  - ・確定（修正）申告（控）の写し
  - ・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- ク 直近3年分の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）
- ケ 応募する時点で三重県内に在住していない場合は、事業者を選定された場合に三重県内に在住することを明記した文書（様式任意）

### (2) 提出期限等

#### ①提出期限

平成29年11月17日（金）17時

#### ②資格要件に係る書類の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

8.（3）に同じ

#### ③提出部数

1部

#### ④提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

#### ⑤提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）と

する。

- イ 郵送する場合は、封書の表に「伊勢志摩国立公園横山園地における飲食物提供事業運営事業者応募に係る資格要件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった資格要件資料は、無効とする。
- ウ 提出された資格要件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした資格要件に係る資料は、無効にする。
- オ 資格要件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された資格要件に係る書類は、中部事務所において、資格要件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、事業者候補者として選定された者が提出した資格要件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

## 12. 企画書について

### (1) 提出書類（別添様式3）

企画書

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

平成29年12月7日（木）17時

#### ② 企画書の提出場所及び作成に関する問合せ先

8.(3)に同じ

#### ③ 提出部数

10部

#### ④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

#### ⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「伊勢志摩国立公園横山園地における飲食物提供事業運営事業者応募に係る企画書在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書は、無効とする。
- ウ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 資格要件を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。
- カ 虚偽の記載をした企画書は、無効にする。
- キ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 提出された企画書は、中部事務所において、企画書の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、事業者候補者として選定された者が提出した企画書の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。



- ケ 事業者は、原則的には自らが提出した企画書の内容に従って飲食物提供事業を運営するものとするが、諸事情の変化により企画書の内容の一部変更を中部事務所長が指示する場合がある。その場合は、中部事務所長と事業者の協議において、決定するものとする。
- コ 本公募において知り得た一切の秘密は、他に漏らしてはならない。

### 1 3. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る資格要件に係る提出書類及び企画書については、別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類等に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

### 1 4. 運営事業者の選定方法

提出された企画書について、書類審査及びヒアリングによる審査を実施する。

なお、提案者が8者を超えた場合は、書類選考で対象を選定した上で、ヒアリングを実施する。

#### (1) 書類審査

##### ① 日時

平成29年12月上旬（予定）

##### ② 結果通知

原則として審査の日から2日以内に郵送による文書通知

#### (2) ヒアリング

説明をする者は、原則として、本事業を実施する場合における主たる責任者とする。

##### ① 日時

平成29年12月22日（金）（予定）

##### ② 場所

三重県伊勢庁舎 会議室（予定）

#### (3) 審査の実施及び選定

① 審査は、「伊勢志摩国立公園横山園地における飲食物提供事業運営事業者評価基準及び採点表」（別添資料1）に基づき、提出された企画書について行い、事業の目的に最も合致し優秀な企画書を提出した1者を選定する。

② 審査結果は、ヒアリング参加者に遅滞なく通知する。

### 【添付資料】

別紙1	暴力団排除に関する誓約事項
別紙2	企画書作成事項
別添様式1	資格要件書類の提出について
別添様式2	会社概要
別添様式3	企画書の提出について
別添資料1	評価基準及び採点表

- 別添1 横山園地位置図
- 別添2 施設概要図
- 別添3 使用許可予定区域面積
- 別添4 国立公園集団等管理規則（昭和28年10月2日厚生省令第49号）
- 別添5 国有財産使用許可書（案）
- 別添6 国立公園事業執行認可申請書（案）
- 別添7 供与設備一覧表
- 別添8 協定書（案）
- 別添9 伊勢志摩国立公園管理計画書
- 別添10 横山園地の写真